

# 尾張旭市職員の給与に関する条例及び尾張旭市一般職の任期付職員

## の採用等に関する条例の一部改正について

### 討論要旨 川村つよし議員

本議案については、議案質疑を行いました。当たり前の話ですが、既に退職された方から支給済みの期末手当の返還を求めることはできません。また、不利益不遡及の原則に反するのではないかという質問に対しては、国会の審議で国家公務員の給与法改正において議論がされたので不利益不遡及の原則に違反するものではないと考えるという答弁で、市として考えるという答弁は自信のなさの表れのようにも感じております。さらに、今回の減額調整は、勤務実態の継続と退職後の新たな再任用職員とを混同した理屈に基づき、この3月定年退職して4月から再任用職員となった職員からも減額するという定年退職前の期間分に及ぶ不利益遡及など不可解な対応があり、理解ができません。ロシアによるウクライナ侵略の影響などにより物価の上昇が続いていることや、ほかの先進国と比べ日本の労働者の賃金が低く抑えられ続けてきた状況を踏まえれば、全ての労働者の賃金等の引上げに舵を切るべきだと考え、反対討論といたします。